

○令和8年度前期技能検定の実施公示

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定（前期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年3月2日

奈良県知事 山下 真

一 実施する検定職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

1 1級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業及び真空成形作業）、酒造（清酒製造作業）、タイル張り（タイル張り作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 2級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業及び真空成形作業）、酒造（清酒製造作業）、タイル張り（タイル張り作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

二 実施期日及び実施場所等

1 実技試験

イ 実施期日

令和8年6月10日（水）から令和8年9月9日（水）までの間において、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。ただし、造園職種において、暑熱対応の必要がある場合は、令和8年9月10日（木）から令和8年11月11日（木）までの間において、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ロ 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

ハ 問題の公表

実技試験の問題は、令和8年6月3日（水）以降、奈良県職業能力開発協会において閲覧に供するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

ニ 手数料

奈良県手数料条例（平成12年3月奈良県条例第33号）で定める額とします。

2 学科試験

イ 実施期日

検定職種	実施期日
3級園芸装飾（室内園芸装飾作業）、3級造園（造園工事作業）、3級機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、3級機械検査（機械検査作業）、3級電子機器組立て（電子機器組立て作業）並びに3級フラワー	令和8年7月12日（日）

装飾（フラワー装飾作業）	
1級及び2級造園（造園工事作業）、1級及び2級金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、1級及び2級プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業及び真空成形作業）、1級及び2級塗装（建築塗装作業）並びに3級金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）	令和8年8月23日（日）
1級及び2級機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、1級及び2級鉄工（構造物鉄工作業）、1級及び2級電子機器組立て（電子機器組立て作業）、1級及び2級建設機械整備（建設機械整備作業）、1級及び2級家具製作（家具手加工作業）、1級及び2級建具製作（木製建具手加工作業）、1級及び2級印刷（オフセット印刷作業）並びに1級及び2級内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）	令和8年8月30日（日）
1級及び2級建築板金（内外装板金作業）、1級及び2級酒造（清酒製造作業）、1級及び2級タイル張り（タイル張り作業）、1級及び2級表装（壁装作業）並びに1級及び2級フラワー装飾（フラワー装飾作業）	令和8年9月6日（日）

ロ 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

ハ 手数料

奈良県手数料条例で定める額とします。

三 受検申請の手続

1 提出書類等

- イ 技能検定受検申請書（以下「申請書」といいます。）
- ロ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- ハ 手数料（郵送等による申請の場合は振込明細書等の写し）

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 〒631-0824 奈良市西大寺南町8-33 奈良商工会議所会館3F

電話 0742-52-4122

3 受付期間

- イ 郵送等による申請

令和8年4月6日（月）から令和8年4月17日（金）まで（4月17日までの消印又は引受けの記録があるものを有効とします。）

4 受検申請に関する注意

- イ 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- ロ 申請書の用紙及び受検案内は、令和8年4月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）、奈良県職業能力開発協会等で配布します。
- ハ 郵送等により申請する場合は、必ず簡易書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずる方法によるものとし、封筒等の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。
- ニ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- ホ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

3級に係るもののうち一部のものについては令和8年8月28日（金）に、その他の等級等（造園職種を除く）については令和8年10月2日（金）に、合格者の受検番号を県ホームペ

ージに掲載します。

なお、造園職種の合格発表日については、別途県ホームページにて公示のうえ、受検申請者に通知します。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発協会から令和8年10月2日付け（3級に係るもののうち一部のものについては令和8年8月28日付け）の書面で通知されます。

なお、造園職種については、四の1で別途公示する合格発表日付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

1級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

五 その他

技能検定について不明な点は、奈良県産業部人材・雇用政策課又は奈良県職業能力開発協会までお問い合わせください。